

告示

埼玉県告示第百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸平ビル（ウエルシア本庄児玉南店）

埼玉県本庄市児玉町児玉三百八―三外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）丸平ビル（ヤオコー児玉南店）

埼玉県児玉郡児玉町大字児玉字町後南三百八―三外

（変更後）丸平ビル（ウエルシア本庄児玉南店）

埼玉県本庄市児玉町児玉三百八―三外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）丸平産業株式会社 代表取締役 田代剛紀

東京都中央区日本橋小舟町三―十

（変更後）丸平産業株式会社 代表取締役 田代亜紀子

東京都目黒区上目黒三―十二―二十三―百二

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一―五

（変更後）ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久

東京都千代田区外神田二―二―十五

ハ 変更年月日

平成三十年二月十五日外

ニ 届出年月日

令和三年二月八日

二 縦覧期間

令和三年二月二十四日から令和三年六月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年二月二十四日から令和三年六月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課